

2.基本構想の趣旨

(1)基本構想策定の趣旨

千代田区は、既に区の人口の約20%が65歳以上という高齢化社会を迎えています。このため、区の最上位の行政計画である「千代田区第三次長期総合計画」では、高齢化社会を迎えるにあたり、「福祉のこころ」や「人と人のふれあい」を大切にしまちづくりとともに、「安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち」を施策の大きな柱の一つとし、この中で「だれもが安全で、快適に移動できるまち」の創出を目標としています。

一方、都市機能の観点から見ると千代田区は首都東京の都心及びその周辺地区からなり、皇居、霞ヶ関・永田町周辺の官庁街、丸ノ内のオフィス街、秋葉原駅周辺の電気街など、国の政治、経済、文化の中心を担うとともに、病院などの医療施設も多く存在する地域となっています。ここに、就労、就学、訪れる人たちなど昼間人口は約100万人となっています。

さらに、公共交通網は、国道や都道などの幹線道路、JRや地下鉄の路線の多くが区内に集中し、これらの公共交通網は互いに結節しあい、ほぼすべての鉄道駅が主要な幹線道路により徒歩圏で移動できるという非常に特徴的な状況となっています。

このような状況の下で、千代田区は高齢者や身体障害者の方々をはじめ、全国から訪れるすべての人々を対象に、安全で快適な自立した社会生活を営むことのできるまちの早期実現をめざして、主に鉄道駅と主要な施設を結ぶ道路を中心とした歩行空間のバリアフリー化の計画として本基本構想を策定するものです。

(2)目標年次

本基本構想に基づく整備計画等の目標達成年次は、平成23年(2011年)とします。

なお、交通バリアフリー法では、目標年次は平成22年(2010年)となっていますが、千代田区では、平成14年度から平成23年度までの10年間を計画期間とした第3次基本計画が策定されており、この中で道路のバリアフリー化整備事業が計画化されていることから、これに合わせた平成23年までとしています。

(3) 基本構想の位置づけ

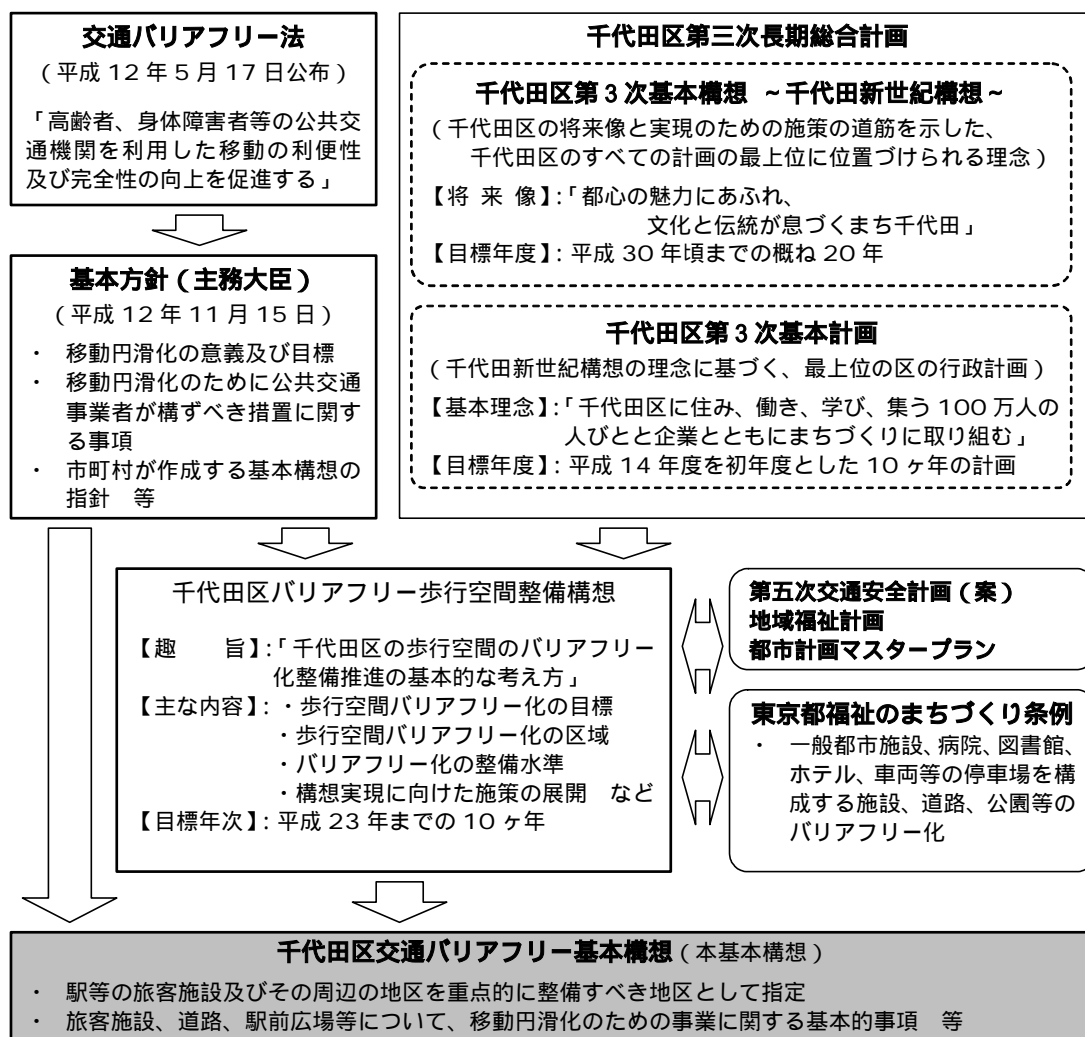
(ア) 基本構想策定の流れ

千代田区では、「千代田区第三次長期総合計画」、「千代田区都市計画マスタープラン」、「千代田区地域福祉計画」等の基本理念や目標を踏まえ、交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定を見据えて、平成14年6月に千代田区全体の歩行空間のバリアフリー化に向けた基本方針として、「千代田区バリアフリー歩行空間整備構想」(以下、「歩行空間整備構想」という。)をまとめました。

歩行空間整備構想は、区民、学識経験者、公共交通事業者、交通管理者、道路管理者からなる「千代田区バリアフリー歩行空間整備構想策定委員会」によりとりまとめられたものであり、基本構想の基となるものとして位置づけられます。

本基本構想は、歩行空間整備構想の内容をもとに、公共交通事業者、交通管理者、道路管理者等と事業内容の調整を行い、各事業者等が法に基づき特定事業計画を立案するための基本となるものとして、各事業者等の同意に基づきとりまとめられたものです。

図2-1 基本構想策定の流れ



(イ) 基本構想の構成

基本構想は、歩行空間整備構想に基づく千代田区全体の基本方針とエリア別構想から構成されます。

基本方針では、千代田区全体のバリアフリーの基本的な考え方、重点整備地区、アクションプログラムの具体的な整備内容について示します。

エリア別構想では、構想策定の方針、重点整備地区の概要を示し、エリア毎に具体的な鉄道駅と公共施設等を結ぶ特定経路について整理します。

また、歩行空間整備構想の策定時に住民参加のワークショップにより具体的な整備メニューの検討を行った御茶ノ水エリアは、本基本構想に基づき事業を実施するエリアとし、「構想」とします。その他のエリアは、本基本構想に示した行政案を踏まえて各事業者が事業計画を進めるとともに、区が道路事業計画を策定するときに実施する住民参加のワークショップ等の結果を反映させて事業を行うエリアとし、「構想」とします。

構想のエリアで住民参加によるワークショップ等を実施した結果、基本構想の内容に大きな変更を必要とする場合には基本構想の見直しを行います。

図2 - 2 基本構想の構成

